



岡山県浅口郡

里庄町ふるさと納税寄附金

ふるさと納税で里庄町を応援してください！

ふるさと納税制度は、「生まれ故郷」や「かつて住んでいたゆかりあるまち」、「大好きな応援したいまち」を、寄附金を通じて応援していただいた場合、所得税と個人住民税から控除を受けることができるものです。

皆様から寄せられた思いは、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けて役立てます。

里庄町の発展のために皆様のご協力をお願いします。



● 寄附を申し込むには・・・

1. 控除上限額を調べる

寄附する前に控除上限額を確認してください。控除上限額は、年収や家族構成によって異なります。総務省ホームページやふるさと納税ポータルサイトでご確認ください。

2. 寄附を申し込む

里庄町へのふるさと納税のお申し込みは、「ふるさと納税ポータルサイト」または「役場窓口」からお申し込みください。

ふるさと納税ポータルサイトでの申込み

ふるさと納税ポータルサイトを利用いただくと、申し込みから納付までワンストップで行うことができます。

〈里庄町が取り扱っているポータルサイト〉

- 【ふるさとチョイス】【auPAYふるさと納税】【楽天ふるさと納税】
- 【さとふる】【ANAのふるさと納税】【セゾンのふるさと納税】
- 【ふるなび】【JALふるさと納税】【ふるラボ】【ふるさとプレミアム】
- 【三越・伊勢丹ふるさと納税】



寄付金の納付

寄付金の納付は、『クレジット決済』や、郵便局での『払込取扱票』等を選ぶことができます（手数料無料）。

『クレジット決済』は、申し込みと同時に寄附が完了するため、簡単、便利です。

郵便局での『払込取扱票』を選択された場合、入金に必要な書類をお送りいたします。お手元に届きましたら、お近くの郵便局で入金ください。

寄付金の納付方法は、各ポータルサイトにより異なりますので、ご確認ください。

3. 「お礼の品」と「寄附金受領証明書」が届く

里庄町への寄附金の入金を確認した後、里庄町から寄附のお礼として「お礼の品」と「寄附金受領証明書」をお送りします。「お礼の品」の到着時期は、内容によって異なります。

※「寄附金受領証明書」は確定申告で必要になりますので、大切に保管してください。

4. 寄附金控除の手続きを行う

税金の控除を受けるためには「確定申告」または「ワンストップ特例制度」の申請のいずれかの手続きが必要です。

※「ワンストップ特例制度」を利用する場合は、寄附先の自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記入し、個人番号確認および本人確認書類のコピーを添えて提出します。



里庄町企画商工課

〒719-0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2

Eメール kikaku@town.satoshio.lg.jp

詳しくは里庄町ウェブサイトでもご覧いただけます。

<https://www.town.satoshio.okayama.jp/>



里庄町ふるさと納税

●ふるさと納税の仕組み

里庄町に対してふるさと納税（寄附）を行うと、ふるさと納税（寄附）額のうち 2,000 円を越える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除を受けることができます。

寄附金控除額の計算例（イメージ）

- 年収700万円の給与所得者・扶養家族1人
- 所得税の限界税率 20%
- 里庄町へご寄附いただいた金額 30,000 円 の場合

里庄町への寄附金額 30,000 円

適用下限額	所得税の控除額	個人住民税の控除額	
2,000 円	5,600 円	基本分 2,800 円	特例分 19,600 円

寄附金控除額 28,000 円

所得税の控除額 ⇒ (寄附額-2,000 円) × 所得税率

○基本分:(寄附額-2,000 円) × 10%

個人住民税の控除額 ⇒ ○特例分:(寄附額-2,000 円) × (90%-所得税率)

*特例分は、個人住民税所得割額の 2 割が上限(実質負担額が 2,000 円を超える場合があります。)

※ 平成 26 年度～令和 20 年度まで所得税率に加え、復興特別所得税率が加算されます。

- ◎ 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の 40%が限度、個人住民税・基本分は総所得金額の 30%が限度です。
- ◎ 税金控除を受けるためには、寄附の翌年に「確定申告」を行うことが必要です。なお、「ワンストップ特例制度」を申請した場合は、確定申告を行う必要はありません。
- ◎ 控除対象額は、所得や扶養家族等によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

寄附金控除の仕組み（確定申告の場合）



かんたん便利な「ワンストップ特例制度」なら確定申告不要で税金控除が受けられます

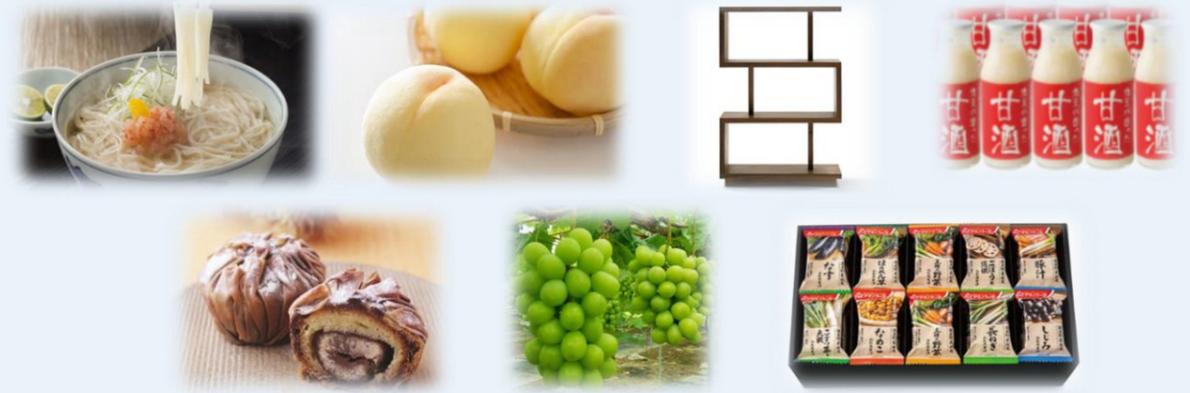
ワンストップ特例制度は、年間の寄附先が 5 自治体までなら、確定申告をしなくても、寄附金控除が受けられる仕組みです。申請書を寄附した自治体に送ることで、控除上限額内で寄附した合計寄附額のうち 2,000 円を差し引いた額が、住民税から全額控除されます。

※確定申告を必要とする（自営業者、医療費控除などを受ける）方はご利用できません。



●ふるさと納税で寄附していただくと・・・

里庄町以外にお住いの方からご寄附をいただいた場合、感謝の気持ちと、里庄町の魅力をより一層お伝えするため、寄附者の方にお選びいただいた返礼品をお届けします！



●寄附の使い道は・・・

里庄町が目指す、「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向けた事業に使わせていただきます。

また、寄附を頂く際には、次のまちづくり事業の中から寄附の使い道を選択できます。

～寄附メニュー～

○元気でいきいきと暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉】

各種健康診断の充実、母子保健事業の充実、幼稚園の預かり保育・小学校の学童保育の充実、高齢者タクシー料金助成



○希望を持ち、豊かな心を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

学校施設の整備・改善、図書館図書購入、文化ホール事業、仁科芳雄博士顕彰事業、スポーツ施設の整備



○快適で安全・安心なまちづくり【生活環境】

災害情報伝達システムの運用・活用、防犯灯の設置・維持管理、交通安全施設（カーブミラー等）の設置・維持管理



○自然と共生する美しいまちづくり【環境保全】

つばきの丘運動公園の整備、下水道整備の推進、廃棄物・リサイクル対策の推進、花いっぱい運動の推進、老朽ため池の改善



○人が集い交流するまちづくり【都市基盤】

公共交通の充実、町道整備



○活力と魅力あふれる元気なまちづくり【産業】

里庄まこもたけの特産品化、鳥獣被害対策、里庄PR活動



○町民とともに創る持続可能なまちづくり【町民参加・行財政】

コミュニティ活動支援



○町政全般の中から町長が指定する事業

